

## 行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響下で最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供する体制を構築するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく施設、事業所等を運営する法人に対し、予算の範囲内において、行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、行田市補助金等交付規則（昭和52年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象となる事業は、感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業であって、市内の施設、事業所等において令和3年4月1日以後、障害福祉サービスを提供するために要した経費（法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係る報酬により措置される部分を除く。）を補助対象経費とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる市内に所在する施設、事業所等を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 役員等（役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認め

られるとき。

(3) 役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月10日までに市長に申請するものとする。

(1) 事業所、施設別申請額一覧（様式第2号）

(2) 事業実施計画書（事業所単位）（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査した上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たり次の条件を付すものとする。

(1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) この補助金と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（実績報告）

第 8 条 第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後 30 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業所、施設別実績額一覧（様式第 6 号）
- (2) 事業実績報告書（事業所単位）（様式第 7 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第 9 条 市長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けた場合は、速やかに内容を審査した上、適当と認めるときは、行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 交付決定者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により、速やかに市長に報告する

ものとする。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する額を返還させなければならない。

(補助金の請求)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付額の確定の通知を受けた交付決定者は、行田市障害福祉サービス感染症対応事業補助金交付請求書(様式第10号)により補助金の交付を市長に請求するものとする。

(状況報告等)

第11条 市長は、補助金の交付に関し、必要と認めるときは、補助金の交付申請者又は交付決定者に対して、事業活動に係る報告又は施設、事業所等の検査を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する報告又は検査の結果、補助金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消さなければならない。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 本事業に関して市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(書類の整備等)

第14条 交付決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日とする。)の属する会計年度の翌年度

から5年間保管するものとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5万円以上の財産がある場合は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月30日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した補助金に係る第9条第2項及び第3項並びに第12条から第14条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

No.	サービスの種別	施設、事業所等の種別
1	通所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護事業所</li> <li>・療養介護事業所</li> <li>・自立訓練（機能訓練）事業所</li> <li>・自立訓練（生活訓練）事業所</li> <li>・就労移行支援事業所</li> <li>・就労継続支援A型事業所</li> <li>・就労継続支援B型事業所</li> <li>・就労定着支援事業所</li> <li>・児童発達支援事業所</li> <li>・医療型児童発達支援事業所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所</li> </ul>
2	入所施設・居住系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・共同生活援助事業所</li> <li>・福祉型障害児入所施設</li> <li>・医療型障害児入所施設</li> </ul>
3	短期入所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所サービス事業所</li> </ul>
4	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護事業所</li> <li>・重度訪問介護事業所</li> <li>・行動援護事業所</li> <li>・同行援護事業所</li> <li>・自立生活援助事業所</li> <li>・保育所等訪問支援事業所</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援事業所</li> </ul>
5	相談系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・地域移行支援事業所</li> <li>・地域定着支援事業所</li> </ul>

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

別表第2（第4条関係）

基準単価		(単位：円、1事業所又は1施設当たり)		
事業所・施設等の種別（※1）		補助対象	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	
		令和3年4月1日以後、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービスの提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等（※2）		
		基準単価（円）	備考	
通所系	1	生活介護事業所	249,810	1事業所当たり
	2	療養介護事業所	783,420	1事業所当たり
	3	自立訓練（機能訓練）事業所	114,180	1事業所当たり
	4	自立訓練（生活訓練）事業所	90,090	1事業所当たり
	5	就労移行支援事業所	87,450	1事業所当たり
	6	就労継続支援A型事業所	110,550	1事業所当たり
	7	就労継続支援B型事業所	116,490	1事業所当たり
	8	就労定着支援事業所	17,160	1事業所当たり
	9	児童発達支援事業所	125,400	1事業所当たり
	10	医療型児童発達支援事業所	79,200	1事業所当たり
	11	放課後等デイサービス事業所	118,800	1事業所当たり
入所・居住系	12	障害者支援施設	400,950	1施設当たり
	13	共同生活援助（介護サービス包括型）	132,660	1事業所当たり
	14	共同生活援助（日中サービス支援型）	118,140	1事業所当たり
	15	共同生活援助（外部サービス支援型）	59,400	1事業所当たり
	16	福祉型障害児入所施設	390,060	1施設当たり
	17	医療型障害児入所施設	209,550	1施設当たり
短期入所	18	短期入所	67,320	1事業所当たり
訪問系	19	居宅介護事業所	37,950	1事業所当たり
	20	重度訪問介護事業所	62,040	1事業所当たり
	21	行動援護事業所	37,950	1事業所当たり
	22	同行援護事業所	21,450	1事業所当たり
	23	自立生活援助事業所	8,910	1事業所当たり
	24	保育所等訪問支援事業所	12,540	1事業所当たり
	25	居宅訪問型児童発達支援事業所	15,180	1事業所当たり
	26	計画相談支援事業所	19,800	1事業所当たり
相談系	27	障害児相談支援事業所	14,520	1事業所当たり
	28	地域移行支援事業所	14,520	1事業所当たり
	29	地域定着支援事業所	15,180	1事業所当たり
補助対象経費（※3、※4、※5、※6）		a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染防止を徹底するための面会室の改修費 e 建物内外の消毒・清掃費用 f 感染防止のための増員により発生する追加的人件費 g 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 h タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用は除く。） i 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料、物品の使用料 j 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 k 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） l 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費		
補助金額		・事業所・施設ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額を補助金額とする。なお、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで補助することができる。		

※1 事業所・施設等について、補助金の申請時点で指定等を受けている者に限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 かかり増し経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、実施主体である市が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

※4 本事業との同一の補助対象経費に対し、他の補助制度を併用する場合は、本事業の補助対象経費分とそれ以外の補助対象経費分とを明確に区分しなければならない。

※5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る報酬及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係る報酬にて措置される部分については、本事業の対象外とする。